

5 長州出島における「夜間入港」安全対策マニュアル (下関市港湾局)

平成 29 年 5 月 15 日制定

このマニュアルは、長州出島（下関港新港地区）新港 1 号岸壁に夜間入港することについて、船舶の運航に関する着岸方法、新港 1 号岸壁での受入れに関する作業等を明確にし、当該船舶の安全を確保し、併せて周辺を運航する船舶等の安全確保に資することを目的とする。

I 船舶運航における安全対策

新港 1 号岸壁に夜間入港する船舶は、次の事項を遵守するものとする。

1 船型の制限

新港 1 号岸壁を使用する船型は、総トン数 15,000 トン未満を原則とする。
また、回し着けは行わない。

2 船長の入港実績

夜間入港時には、船長が入港予定バースまたは、その付近に次のいずれかの実績を有すること。なお、船長の入港実績がない場合は、水先人を要請すること。

- (1) 過去 1 年以内に 2 回入港した実績。
 - (2) 前回の入港が過去 1 年以内にあり、かつ過去 2 年以内に延べ 3 回入港した実績。
- 但し、上記実績を有する場合であっても、出来る限り水先人を要請すること。

3 タグボートの使用

着岸時には、「参考 3 施設の運用基準」に基づき適切規模及び隻数を配備すること。
但し、水先人が乗船するときは、「関門港タグボート使用基準表」による。

4 警戒船の配備

船舶の入港時には、新港 1 号岸壁前面水域を航行する他船舶に対して、入港船舶の通航を知らしめ、両船舶の安全を確保するため、また、岸壁付近の潮流状況、泊地内の航行環境（錨地外の停泊船や漁具等の状況）を確認して入港船舶へ情報提供するために必要な機器（探照灯、拡声器、通信設備）を装備した警戒船を 1 隻配備すること。なお、警戒船はラインボートをもって兼用することができる。

5 行き会い船

夜間入港する船舶は、事前に通行予定船舶の情報を把握し、十分に注意して航行する。
なお、警戒船又はタグボートは入港時の関門航路通航船舶等の警戒業務を実施する。

6 関門海峡海上交通センターとの連絡

入港時には、関門海峡海上交通センターに通報するとともに、運航中は、国際 VHF16 チャンネルの聴守を励行し、同センターとの連絡保持に努める。

また、AIS 搭載船にあつては、データ（目的地、到着予定日時等）の適正入力及び電波の確実な発射を確認するとともに同センターからのメッセージ受信に留意する。

7 気象・海象条件

風 速 12 m/sec 以下

視 界 1,000m 以上

波 高 $H_{1/3}$ 1.5m 以下

但し、上記の場合であっても、安全が確保されない恐れがあると認められるときは、入港は行わない。

8 着岸条件

着岸速度 10cm/sec 以下

※十分な安全速度にするために、適宜操船者に着岸速度、対岸距離が把握出来るようにする。

着岸角度 5° 以内

II 岸壁及び国際物流ターミナルにおける安全対策

岸壁及び国際物流ターミナルにおける安全対策は、次の方法によることを原則とする。

1 統轄責任者の配置

船舶着岸時に際しては、岸壁上に本船と交信が可能な統轄責任者を配置することとし、港湾局が指定するものがこれにあたる。

統轄責任者は、本船との連絡、着岸位置の明示、岸壁上及び同付近並びに岸壁前面泊地を航行する小型船舶との安全確認等を行い、必要ある場合は関係者に指示し、安全確保に努めるとともに、本船の求めに応じ、可能な限り情報の提供を行う。

2 各種情報の入手・確認

水先人又は船長は、新港 1 号岸壁に待機する統轄責任者を通じて、必要に応じ新港 1 号岸壁における受入れ状況等の情報を入手・確保し、安全確保に努める。